

希少な生き物の生態系を守り支えていきましょう

人々の活動などによって、希少な生き物が絶滅の危機に瀕^{ひん}しています。それらを保護し、生態系を守るため、令和3年5月1日に「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を施行しました。

◆ 絶滅の恐れのある生き物たち

現在、約1000種の生き物たちが県内で絶滅の恐れがあり、保護を必要としています。それらのうち、特に保護が必要なムラサキやコアジサシなどの20種を条例に基づいて、指定希少野生動植物種に指定しました。指定された動植物種を捕獲したり所持したりすると罰せられる場合があります。



ムラサキ



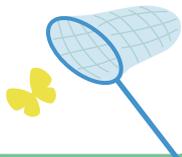
コアジサシ

◆ 条例で規制されている主な内容

指定を受けた**20種**が対象

捕獲、採取、殺傷、損傷の禁止

- ✕ 野生動物を捕まえる
- ✕ 植物を摘み取る、一部を切り取る



所持、売買、貸借などの禁止

- ✕ 自宅で飼育
- ✕ 売買



販売目的の陳列、広告の禁止

- ✕ 店で商品を陳列
- ✕ インターネットオークションに出品



1年以下の懲役または100万円以下の罰金

50万円以下の罰金

詳しくは



問 自然環境課 ☎092-643-3367 ファクス092-643-3222

クリーンビーチ(海岸清掃)活動で海をきれいに!

県では、クリーンビーチ活動を行うボランティア団体に支援を行っています。近所の人や友人などとボランティア団体をつくり、海をきれいにする活動に参加しませんか。



海岸ごみの内訳

プラスチック・金属などの一般ごみ

66%
(37.7㎡)

流木・雑草など

34%
(19.6㎡)

※令和元年度県の漂着物対策事業実績(漁港区域除く)

街や山で捨てられたごみが川を通じて海に流れてきています。その多くがペットボトルなどのプラスチックごみです。日頃からプラスチックごみを減らす、ポイ捨てしないなど心掛けましょう。

海洋生物や景観に深刻な影響が!



◆ ボランティア団体への主な支援内容

- ① 報償費の支給 1団体あたり原則5万円/年
- ② 需要品の支給 軍手や長靴など(1団体あたり原則年間2万円分)
- ③ 傷害・賠償保険への加入 ... 活動中の万が一の事故に備え、県が保険に加入

支援を受けるためには活動予定書などの提出が必要です!

詳しくは



問 港湾課 ☎092-643-3674 ファクス092-643-3688